

R 6 単価契約東京外環不動産鑑定評価業務（その3・その4）〔企画競争入札方式〕
企画提案を特定するための基準

評価項目		評価の着目点				評価の ウエイト						
				判断基準								
不動産 鑑定士 の経験 及び能力	1 地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績 「対象期間は、地価公示標準地は、令和4年から令和6年（当該年度）とし、地価調査基準地は、令和3年から令和5年（当該年度）とする。」	(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査基準地の担当経験		① 当該年度を含み過去3年以上継続	6	10						
				② 当該年度を含み過去3か年未満継続								
		(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査基準地の分科会の幹事経験		③ 過去3か年以内に担当経験がある								
				※ 担当経験がない場合は加点しない								
	2 鑑定評価実績 「対象期間は、令和2年以降公示日までとする。」	(1) 評価対象地域内における公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績件数	1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	3	25						
				② 2. 実績件数が5件以上10件未満								
				③ 3. 実績件数が5件未満								
				※ 実績がない場合は加点しない								
				① 1. 実績件数が10件以上								
				② 2. 実績件数が5件以上10件未満								
				③ 3. 実績件数が5件未満								
				※ 実績がない場合は加点しない								
				① 1. 実績件数が10件以上								
				② 2. 実績件数が5件以上10件未満								
				③ 3. 実績件数が5件未満								
				※ 実績がない場合は加点しない								
				① 1. 実績件数が10件以上								
				② 2. 実績件数が5件以上10件未満								
				③ 3. 実績件数が5件未満								
	※ 実績がない場合は加点しない											
	(2) 評価対象地域内における以下の地域ごとの一般鑑定評価の実績件数	1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	3								
			② 2. 実績件数が5件以上10件未満									
			③ 3. 実績件数が5件未満									
			※ 実績がない場合は加点しない									
	2) 商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	3									
		② 2. 実績件数が5件以上10件未満										
		③ 3. 実績件数が5件未満										
3) 宅地見込地地域、農地、林地地域及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	3										
	② 2. 実績件数が5件以上10件未満											
	③ 3. 実績件数が5件未満											
(3) 公共用地取得業務特有の特殊な案件に係る土地評価実績（堤外民地・池沼・緑下地・保安林・崖地・ゴルフ場などの取引事例が稀少な評価、区分地上権・地役権などの特殊な権利に対する評価）	① 実績がある	4										
	② 実績がない場合は加点しない											
(4) 評価対象地域内における差押不動産、公売不動産、国税（路線価調査）及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	3										
	② 2. 実績件数が5件以上10件未満											
	③ 3. 実績件数が5件未満											
	※ 実績がない場合は加点しない											
3 業務実施方針	固定項目 (35点)	(1) 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について			10							
			(2) 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について									
				1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について					5			
							2) 鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証等について			5		
								3) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について			5	
				(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について					5			
							1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間（処理期間が短い場合に評価）			5		
								2) 複数の鑑定依頼が重なったときの処理方針（依頼業務の円滑な実施を確保する処理方針が提案されている場合に評価）			5	
				選択項目 (30点)			(4) 依頼者等が十分理解できる不動産鑑定報告書の作成方針について			10		
								(5) 当該評価対象地域における減価要因と減価方法について			10	
									(6) 当該評価対象地域内の同一需給圏を決定する際の留意点について			10
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	(1) 女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業）	「1段階目」「2段階目」及び「3段階目」の評価は、「労働時間等の働き方に係る基準」を満たすことが必要となる。また、「行動計画」の評価は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	(2) 次世代法に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）（「くるみん（H29.3.31までの基準）」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改定する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規程に基づく認定を受けている場合に加点し、「くるみん（H29.4.1～R4.3.31までの基準）」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改定する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令第2条第2項の規定に基づく認定を受けている場合に加点し、「くるみん（R4.4.1以降の基準）」は、令和3年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定を受けている場合に加点する。）	(3) 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	ブラチナえるぼし：5 3段階目：4 2段階目：3 1段階目：2 行動計画：1	(5)						
							ブラチナくるみん：5 くるみん（R4.4.1以降の基準）：4 くるみん（H29.4.1～R4.3.31までの基準）またはトライくるみん：3 くるみん（H29.3.31までの基準）：2					
								※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。（例えば、「ブラチナえるぼし」の認定を受け、かつ、「プラチナくるみん」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「5点」を加点する。）		(4)		

企画競争方式における特定結果書

1. 業務名

R6単価契約東京外環不動産鑑定評価業務(その3・その4)
2. 所属(事務所)名

東京外かく環状国道事務所
3. 企画競争方式

役務の提供等
4. 企画提案書の提出要請日

令和6年3月4日
5. 公示日

令和6年2月19日
6. 特定通知日

令和6年3月21日

企画提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由
有限会社 石田不動産鑑定	(その4)	
株式会社さくら総合事務所	×	企画提案書を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他者が優位と判断したため。具体的には、評価の着目点のうち、鑑定評価実績及び業務実施方針において他者が優位であると判断したため。
片岡不動産鑑定士事務所	(その3)	

[標準様式2(例)](役務の提供等の場合)

企画競争評価表

1. 業務名

2. 所属(事務所)名

3. 企画競争方式

4. 企画提案書の提出要請日

5. 特定通知日
- R6単価契約東京外環不動産鑑定評価業務(その3・その4)

東京外環(現状)国道事務所

役務の提供等

令和6年3月4日

令和6年3月21日

評価項目			評価の着目点		評価の ウェイト	1	2	3																																	
						石田不動産鑑定 配点	B社 配点	片岡不動産鑑定 配点																																	
不動産 鑑定士 の 経 験 及 び 能 力	1 地価公示標準地又は地価調査基準地の 評価等に関する実績 「対象期間は、地価公示標準地は、令和4 年から令和6年（当該年度）とし、地価調 査基準地は、令和3年から令和5年（当該 年度）とする。」	(1) 評価対象地域内における地価公示 標準地又は地価調査基準地の担当 経験	① 当該年度を含み過去3か年以上継続	② 当該年度を含み過去3か年未満継続	6	10	0	0	0																																
			③ 過去3か年以内に担当経験がある ※ 担当経験がない場合は加算しない	① 当該年度を含み過去3か年以上継続 ② 過去3か年以内に幹事経験がある ※ 分科会の幹事経験がない場合は加算しない						4	0	0	0																												
		2 鑑定評価実績 「対象期間は、令和2年以降公示日までとす る。」	(1) 評価対象地域内における公共用地 取得に係る以下の地域ごとの鑑定評 価の実績件数																																						
			1）住宅地域の鑑定評価の実績 件数	① 1. 実績件数が10件以上	② 2. 実績件数が5件以上10件未満	3	3	1	3																																
				③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない																																					
	2）商業地域及び工業地域の 鑑定評価の実績件数			① 1. 実績件数が10件以上	② 2. 実績件数が5件以上10件未満					3	3	2	3																												
			③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない																																						
		3）宅地見込地域、農地地 域、林地地域及びその他 域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	② 2. 実績件数が5件以上10件未満	3	3	0	0																																	
	③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない																																								
	(2) 評価対象地域内における以下の地 域ごとの一般鑑定評価の実績件数																																								
		1）住宅地域の鑑定評価の実績 件数	① 1. 実績件数が10件以上					② 2. 実績件数が5件以上10件未満						3	3	0	1																								
			③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない																																						
			2）商業地域及び工業地域の 鑑定評価の実績件数					① 1. 実績件数が10件以上										② 2. 実績件数が5件以上10件未満	3	3	0	0																			
		③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない																																							
	3）宅地見込地域、農地地 域、林地地域及びその他 域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上						② 2. 実績件数が5件以上10件未満	3	3	0	0																													
		③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない																																							
		(3) 公共用地取得業務特有の特殊な案件 に係る土地評価実績（堤外民地・池沼・緑 下地・埋立林・崖地・ゴルフ場などの取引 事例が稀少な評価、区分地上権・地役権な どの特殊な権利に対する評価）	① 1. 実績がある	② 2. 実績がない場合は加算しない	4	4	4	4																																	
	業 務 実 施 方 針	3 業務実施方針	固定項目 (35点)	(1) 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について		10	65	6	6	10																															
(2) 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について					5						5	1.6	5																												
1）取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について														5	5	3.6	5																								
2）鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証等について																		5	5	1.6	4.3																				
3）一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について																						5	3	3	3																
(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について																										5	5	3.6	3												
1）一鑑定あたりに要する標準的な処理期間（処理期間が短い場合に評価）																														10	10	5	6								
2）複数の鑑定依頼が重なったときの処理方針（依頼業務の円滑な実施を確保する処理方針が提案 されている場合に評価）																																		10	5	6	6				
(4) 依頼者等が十分理解できる不動産鑑定報告書の作成方針について																																						10	5	6	6
(5) 当該評価対象地域における減価要因と減価方法について																																									
(6) 当該評価対象地域内の同一索絵圖を決定する際の留意点について		10	5	6		6																																			
取 組 指 針	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する 指標				(1) 女性活躍推進法に基づく認定等（え るぼし認定企業）		プラチナえるぼし・5	(5)	5	0	0	0																													
							3段階目：4																																		
							2段階目：3																																		
							1段階目：2																																		
							行動計画：1																																		
							(2) 次世代法に基づく認定(くるみん・トライ くるみん・プラチナくるみん認定企業） （くるみん(H29.3.31までの基準）)は、次世 代育成支援対策推進法施行規則等の一部 を改定する省令(平成29年度厚生労働省令第 31号。以下「平成29年改正省令」という。） による改正前の次世代育成支援対策推進 法施行規則第4条又は平成29年改正省令 附則第2条第3項の規程に基づき認定を受け ている場合に加算し、「くるみん(H29.4.1 ～R4.3.31までの基準）」は、次世代育成支 援対策推進法施行規則等の一部を改正す る省令(令和3年度厚生労働省令第185号。 以下「令和3年改正省令」という。）による改 正前の次世代育成支援対策推進法施行規 則第4条又は令和3年改正省令第2条第2項 の規定に基づき認定を受けている場合に加 算し、「くるみん(R4.4.1以降の基準）」は、 令和3年改正省令による改正後の次世代 育成支援対策推進法施行規則第4条第1項 第1号及び第2号の規定に基づき認定を受 けている場合に加算する。）	プラチナくるみん・5 くるみん(R4.1以降の基準）・4 くるみん(H29.4.1～R4.3.31までの基準)またはトライくるみん・3 くるみん(H29.3.31までの基準）・2	(5)	0	0	0																													
							(3) 若者雇用促進法に基づく認定(ユース フル認定企業）	認定あり・4	(4)	0	0	0																													
					※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加算を行う。（例えば、「プラチナえるぼし」 の認定を受け、かつ、「プラチナくるみん」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「5点」を加算す る。）																																				
計								57	42.4	63.3																															